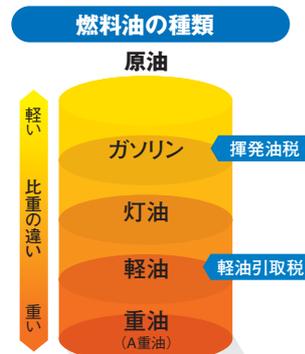


# 不正軽油は、「犯罪」です。 平成23年から罰則がより厳しくなりました!

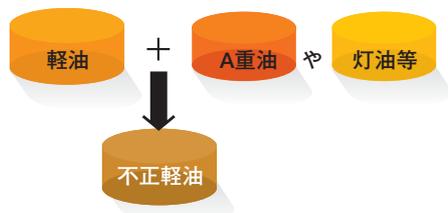
## 不正軽油とは?

- ① 主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。
- ② 不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因にもなっています。
- ③ 不正軽油の流通は、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害します。

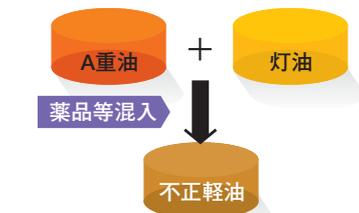


### 不正軽油（製造）の主なパターン

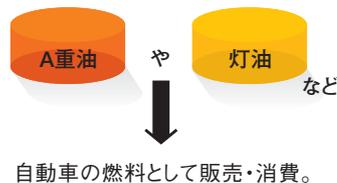
〈パターン1〉



〈パターン2〉



〈パターン3〉製造以外の例



## 不正軽油に関わる人はすべて罰せられます!

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。

なお、平成23年6月30日に公布された法改正により罰則が大幅に強化されました。

### 軽油引取税を脱税すると…

軽油引取税を脱税すると、**10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**が科されます。なお、脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金が科されます。

[地方税法第144条の41]

### 不正軽油を製造すると…

知事による製造の承認を受けずに軽油を製造すると、**10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**が科されます。さらに製造した法人には**3億円以下の罰金**が科されます。

[地方税法第144条の33]

### 不正軽油を製造する者に材料などを提供・運搬すると…

不正軽油の製造に使われることを知って原材料(重油等)・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、**7年以下の懲役、700万円以下の罰金**が科されます。さらに法人には**2億円以下の罰金**が科されます。[地方税法第144条の33]

### 不正軽油を運搬・保管、購入・販売すると…

不正軽油と知って運搬・保管、購入・販売すると、**3年以下の懲役、300万円以下の罰金**が科されます。さらに法人には1億円以下の罰金が科されます。[地方税法第144条の33]

### 検査を拒否すると…

帳簿書類等の調査や採油、質問などを拒否すると、**1年以下の懲役、50万円以下の罰金**が科されます。

[地方税法第144条の12]

**不正軽油の製造に加担した人も納税義務を負います。** [地方税法第144条の4]